

ユーキャンの医療事務リアルにわかるお仕事マニュアル<クリニック編> 第2版  
法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第2版 第1刷（2022年9月9日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日																	
		<p>本書 P.104 に記載がある通り、「電子的保健医療情報活用加算」は廃止され、2022年10月1日から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。さらに、2023年4月1日からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、オンライン資格確認の導入・普及の徹底、また「オンライン請求」を更なる普及のため、これら加算の算定要件を見直す特例措置が、2023年4月～12月までの間、時限的に適用されます。</p> <p>それに伴い、本書の記述内容に以下のような変更がございます。</p>																			
P.41	ページ下部	右記の注意書きを追加	<p>※医療情報・システム基盤整備体制充実加算を取得・算定する医療機関では、「標準的な問診票」（別紙様式54）を参考とした問診票を用いて初診時の問診を行うことが求められます。以下リンク先の様式を参考に、不足分を補いましょう。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf</a></p>	2022.9.30																	
P.104	医療情報・システム基盤整備体制充実加算	<p>2022年10月1日から医療情報・システム基盤整備体制充実加算が新設され、さらに2023年4月1日～12月31日までの間、特例措置として「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」の点数引き上げと「医療情報・システム基盤整備体制充実加算3」が新設されました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行 (2022年 10月1日～)</th> <th>特例措置 (2023年 4月～12月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">初診</td> <td>「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」 マイナンバーカードを利用しない場合（従来の保険証で受診した場合）</td> <td>4点</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>「医療情報・システム基盤整備体制充実加算2」 マイナンバーカードを利用する場合</td> <td>2点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再診</td> <td>「医療情報・システム基盤整備体制充実加算3」 マイナンバーカードを利用しない場合（従来の保険証で受診した場合）</td> <td>—</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカードを利用する場合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれの加算も施設基準を満たした医療機関が、月1回限り算定可 ※加算3は同月に加算1、2を算定していない場合に算定できる</p>			現行 (2022年 10月1日～)	特例措置 (2023年 4月～12月)	初診	「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」 マイナンバーカードを利用しない場合（従来の保険証で受診した場合）	4点	6点	「医療情報・システム基盤整備体制充実加算2」 マイナンバーカードを利用する場合	2点	2点	再診	「医療情報・システム基盤整備体制充実加算3」 マイナンバーカードを利用しない場合（従来の保険証で受診した場合）	—	2点	マイナンバーカードを利用する場合	—	—	2023.4.28
		現行 (2022年 10月1日～)	特例措置 (2023年 4月～12月)																		
初診	「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」 マイナンバーカードを利用しない場合（従来の保険証で受診した場合）	4点	6点																		
	「医療情報・システム基盤整備体制充実加算2」 マイナンバーカードを利用する場合	2点	2点																		
再診	「医療情報・システム基盤整備体制充実加算3」 マイナンバーカードを利用しない場合（従来の保険証で受診した場合）	—	2点																		
	マイナンバーカードを利用する場合	—	—																		
P.105	キャラクターセリフ／下から2行目	<p>～新設される予定(2022年10月～)です。詳細は施行時にチェックしましょう。</p>	<p>～新設されず(2022年10月～)。厚生労働省の2022年9月5日の事務連絡「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取り扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」もチェックしましょう。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985149.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985149.pdf</a></p>	2022.9.30																	

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
<p>定期接種実施要領の一部が2023年4月1日より改正されることになりました。 それに伴い、本書の記述内容に以下のような変更がございます。</p>				
P.62	表 1-10／四種混合(DTP-IPV)、三種混合・ポリオ	2023年4月から、接種可能な最低年齢が生後3か月から生後2か月に変更されました。		2023.4.28
P.63	表 1-11／HPV（ヒトパピローマウイルス）	2023年4月から、9価ワクチンの公費での接種も可能になりました。		2023.4.28
<p>2023年4月現在、多くの医薬品が流通不安定になっていることを受け、2023年4月～12月の間、「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」が時限的に設けられています。</p>				
P.147	表 2-28／25 処方料／外来後発医薬品使用体制加算	<p>※2023年4月～12月の間は、以下の通り加算（施設基準を満たした医療機関に限り算定可）。</p> <p>加算1 → 7点（後発医薬品使用割合 90%以上）</p> <p>加算2 → 6点（後発医薬品使用割合 85%以上）</p> <p>加算3 → 4点（後発医薬品使用割合 75%以上）</p>		2023.4.28
P.150	表 2-29／一般名処方加算	<p>※2023年4月～12月の間は、以下の通り加算（施設基準を満たした医療機関に限り算定可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般名処方加算2：7点 →処方箋に1品目でも一般名称で処方されている</li> <li>・一般名処方加算1：9点 →処方箋交付1回につき、後発医薬品（ジェネリック）のあるすべての医薬品（2品目以上に限る）が一般名処方されている場合</li> </ul>		2023.4.28